

廃棄物処理施設検討会（令和元年度第1回）議事概要

日時：令和元年8月5日（月）13:30～14:00

場所：かでる2・7 920会議室

1 開会

○事務局

（委員5名の出席を確認）

本日の審議案件

野村興産株式会社（管理型最終処分場の変更許可申請）

2 議事

（1）野村興産株式会社

○事務局

申請年月日は令和元年5月29日で、設置予定場所が北見市留辺蘂町富士見217番1及び4です。申請地周辺の状況ですが、申請地は、北見市留辺蘂町の市街地から約40キロメートル離れた地点に位置し、申請地の地目は山林及び雑種地、都市区域外です。

周辺住民の居住状況ですが周辺500メートル以内に住宅はなく、最寄りの住宅地までは約3キロメートルです。申請地周辺500メートル以内に飲用井戸はなく、放流先で無名川の下流に水道水源はありません。

申請地及びその周辺は、悪臭、騒音、振動に係る規制区域には指定されていません。

当該地域における廃棄物の処理状況について、北見市内の最終処分場は現在稼働中のものが8施設あり、安定型が2施設、管理型が2施設、安定管理型が3施設、遮断型が1施設となっています。

関係市町村及び住民の意見等につきましては、縦覧期間が7月25日まで、市町村長及び利害関係者の意見を、8月8日を提出期限として照会及び募集中です。

申請者の廃棄物処理業の状況ですが、産業廃棄物の収集運搬及び処分業、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分業を有しています。

申請者への立入検査については、平成30年6月12日に建設予定地の現地調査を実施し、申請書に記載どおりの現状であることを確認済みです。

また、申請者への不利益処分の状況については、過去に行政処分や文書による行政指導を受けたことはありません。

そのほか、公害防止協定については、北見市と常呂漁業協同組合と締結済みでありまして、主な他法令の許可については記載のとおりとなっています。

○委員

それでは、ただいまのご説明に対しましてご質問があればお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○委員

それでは、申請者へのヒアリングを実施したいと思います。

〔申請者入室〕

○委員

それでは、お願いします。

○委員

ページ数をメモしていなかったのですが、水質のことでアセスをされておりまして、そのポイントがどこかという図ですが、インデックス13-40から環境アセスの水質になりますが、例えば、41ページに末尾が1、2、3という三つの表がありまして、その場所は左側の40ページの図に対応するのですね。

○申請者

そうです。

○委員

ポイントがあるかどうかのご確認でよろしいですね。上流側に1カ所と、流した後の放流口のところから3カ所ということですね。

○申請者

そうですね。まず、影響のないところで現状の調査をしまして、既存の処分場もそうなのですが、浸出水の処理施設からの排出口と、同じ処理施設を使うのですが、そちらからの放流口と、その後、もとの原水と放流口の水が合わさって、どういった水質になるかということで予測、検討をしています。

○委員

地盤関係で、堰堤の安定性ですが、特に気づく点や問題となり得るような点は見つからなかったのですが、これは、初めて作るものではなく、過去に堰堤を幾つも作っていますが、特段、気になったことや、管理が難しいところというご経験はありませんか。

○申請者

堰堤自体で管理の難しいところというのは、今まで点検していきまして、特段の異常はなかったです。

追加で説明させていただきますと、東日本大震災の後、我々は堆積場も保有しており、その後、震災の影響度を見る規格が変わりまして、その後に堆積場の評価もしています。堆積場より処分場のほうが強度がありますし、以前にされた堆積場の安定解析でも問題ないという解析結果が得られていますので、こちらの処分場も大丈夫かと考えています。

○委員

地震でクラックが出たり変状が起こったりということは、今のところ、特に経験がないということでもいいですか。

○申請者

このあたりは、震度も3以上が数十年に2回ほどしかありませんので、影響がゼロとは言えないですが、少ないかと考えられます。

○委員

2016年の豪雨のときは、水が溜まったりはしなかったのですか。

○申請者

そこも非常に心配していきまして、今申し上げた堆積場も含めて処分場あたりの影響もかなり心配しましたが、このときはどちらも影響がなく、周辺の国道沿いのがけ崩れなどの被害はたくさんあったのですが、処分場等の施設では影響が見られませんでした。

○委員

大気、悪臭に関しては、特にありません。

○委員

先ほど説明していただいたとおり、民家から3キロメートル離れているということで、どう評価していいかということは大変迷ったのではないかと思います。

騒音、振動の調査範囲の書きぶりの中で、影響の範囲を1キロメートル以内としたと書いていますが、何を根拠に1キロメートルという数値を出しているのでしょうか。

○申請者

民家は近くにありませんので、基本的にそれほどの距離を見る必要はなかったのですが、正確なというか、はっきりと決めた根拠はありません。

○委員

何か根拠を持って1キロメートルとしたわけではないということですね。単純に計算すれば、距離減衰はどのくらいということも計算できないことはないと思いますが、もし何か根拠があるのであれば、教えてほしかったのです。

あとは、先ほども言いましたように、評価としては非常に難しいと思いますが、ぱっと見たときに、調査地点をこの敷地境界に置いてあります。この考え方としては、住宅に対して直線を結んだ延長上の敷地境界で評価したという考え方だと思いますが、通常、騒音のほうでいいますと、敷地境界での評価というのは、特定施設とか建設作業というところでよく使います。

ただ、こちらの全体を見ますと、最終的には環境基準で評価しているのです。やり方は騒音規制法だけれども、評価については環境基準だというのは、どういう考え方でしょうか。

○申請者

このあたりは、市街地ではないので、北見市の規制地域には入っていません。ですので、そういう基準は基本的に当てはまらないのですが、環境影響を一通り見るということで、騒音、振動を当てはめた場合に、一番近くの住民に影響を与えるかもしれませんし、なおかつ、その基準としては環境に影響を与えない環境基準という設定をしています。

○委員

考え方としてはそのとおりですが、騒音、振動もそうですけれども、環境基準というのは、あくまでも人に対してどうかという基準です。それであれば、このポイントで環境基準を見ても、人に対しての影響は全然見えません。人がいないわけですからね。ですから、全く影響はないのですが、3キロメートル地点の施設の直近で評価しました、影響はゼロでしたと言われたら、何となく人に対しての影響を見ているのだろーと思いたしますが、これは、特定施設から発生する場合、もっと厳しいというか、上端値などを使って評価していきますので、もっとレベルが上がっていきます。そういうことで、ぱっと見たときに、ここで調査しているのはなぜかと疑問に思っただけです。最終的には、どうやっても影響がないという結論になることは重々わかるのですが、これは、申請者にお伺いするよりも、道のほうで、これだけ離れた距離はどうなのかということのを少し考えてもらってもいいのではないのかというのが正直な気持ちとしてありました。

○申請者

そもそも設定すべきなのかどうかというところから考えました。

○委員

こちらのほうで、どこに対して評価するのがいいのかということは、結論はどっちなのかと言われたら困るので、気をきかせて、近いところで厳しい数値で評価したのだろーと思いたしますが、それが本当にいいのかどうか、本当の正解というのはよくわかりませんが、最終的な結論としては、騒音、振動について影響するものではないと読み取っています。

○委員

ご意見ということで、元々環境基準は人への影響ですから、できれば人のいるところとか、調査地点の選び方の根拠は、何らかの形で示すということで、それは道庁のほうでの今後の検討課題として欲しいと思います。

○委員

タグの15番で、15-12-1に遮水工の基準の図があります。遮水工設計というところですが。遮水工の考え方の一番下ですが、一番左に、保有水等の水位が達していない法面部ということで、国内の場合は、かなり急峻なところがありますので、基盤が来て、途中から急になっているようなところは、遮水シートの敷設が難しいということで、こういう基準があると思うのです。

こちらの遮水工のつくり方として、15-12-4に、10センチメートルのコンクリートで、底面のところは、二重遮水シートで、下にコンクリート層がありますが、斜面部のほうは、基本的に基盤のところからすぐにコンクリートと一重遮水シートとなっています。規定上は、そこに保有水が達していない法面ということで、その解釈がなかなか難しいのですが、保有水が法面全体に行かないことを保証しなければいけません。多分、多くの場合は、基盤のところから少し上がって、途中の非常に急峻になったところは吹きつけでいいということです。ただし、基盤に近いところは二重シートなどの厳しい基準にすると。

そして、ポイントは、保有水がここに達しないことを保証するということになると思うのですが、16のタグを4枚めくっていただいたところに、図面番号16-6という断面図でわかりやすく描いています。

ポイントは、右側が傾斜しているので、一番右側の保有水の集排水の位置に水が集中したときに、すぐに法面が始まっているところで、本当に保有水が斜面に達していないというところが懸念事項です。保有水が達していないことを確認できる構造になっていればいいのですが、その集排水をきちんとしていて、斜面に水が触れないということであればいいのです。そう

いう工夫は何か検討されていることがあるのでしょうか。

○申請者

調整槽の前に集水ピットがありまして、取水ピットがこの地盤から1メートルちょっとくらい下がっています。その集水ピットから調整槽には、水位が上がるとポンプで随時上がるように設計されていますので、それをオーバーするような大雨や一時的な豪雨になると保証できない部分もあると思うのですけれども、通常の雨水の流れですと、集水ピットに一度落ちて、それからポンプで調整槽に上がるような形式になっています。

通常の流れですと、ここに浸出水がたまりっ放しという状況は、設計上は考えにくいところでは。

○委員

今、集排水管からの調整槽へのポンプアップというのは、この内部にあるのですか。

○申請者

図面番号16-14-1と16-14-2の1を見ていただくと、処分場からの水は集水ピットに一度落ちる図面になっているのがわかるかと思います。

○委員

先ほどの断面図で言うと、どこに集水ピットがあるのでしょうか。

○申請者

位置的には、調整槽のすぐ隣になります。

○委員

ということは、堰堤のほうですか。

○申請者

外側です。

○委員

内部で水を集めるわけではないのですね。

○申請者

はい。

○委員

法面が始まっているところまで水位が上がらないかという確認ですが、一つの提案としては、処分場内部の推移というのは、基本的にモニタリングする必要はないのですが、こちらの構造として、法面のところに浸出水が上がらないということです。

ちょっと懸念しているのは、最近は豪雨が多いので、時間降雨はかなり多いですから、その推移が一気に上がって、集排水管の能力を超える可能性があります。ですから、できれば、維持管理のときに、この縦型の集水管を入れると思うのですが、そこで内部水位をチェックしていただくということですね。管理上は4、50センチメートル以下にされると思うのですが、一定の水位以下であることは確認していただいて、万が一、水位が上がるようなことがあったら、何らかのポンプアップとか、集排水管の縦型のところからチューブでポンプアップするという方法があるので、その点だけご考慮ください。

あとは、16-6で、地下水位についてです。

元々コンクリートにっていて、下から地下水が上がるということで、16-6の4枚目を見ると、地下水位が左から643という数字になっています。これは、現状の地盤は切り下げるので、実際には真ん中あたりだと地下水位はこれよりも実際に上がったところであって、それより1メートルくらい下げる形になるのではないかと思います。

基盤のところを643の水位に下げるということをどういうふうに考えているのでしょうか。地下水位をポンプアップするという形で地下水位を下げて、基盤の下に想定されている643・79という数字にされることについて、どういう設計になっているのですか。

○申請者

今、想定で地下水位を設定させていただいているのですが、過去5年くらい、年に4回くらい地下水位を測りまして、その一番高い時期の地下水位を用いて、想定した地下水位です。今のところ得られているデータでは、これ以上は水が上がらないだろうということで設計させていただいています。

○委員

では、後で確認していただきたいのですが、図面 1 2 の推定地質断面というものがあると思います。私が勘違いしているのかもしれませんが、こちらの図面と実際の処分場の図面を合わせると、既存の基盤より掘り込んで、2 6－3 の地下水面よりちょっと下のところに、6 4 4 くらいの標高のところに地下水位があることになっているのですが、実際にはこちらの水位は 6 4 3 になっているので、こちらとちょっとずれているように見えるのです。ただ、位置が完全に合っているわけではないです。いずれにしても、基盤から近いところに地下水面が上がる可能性があります。

できれば、地質断面の現状で水位がこの辺にあって、それに対して、こちらの方では、もともとの基盤のこの水位と一致していることが確認できればいいのですが、その確認できるような図面を 1 枚作り、後日、ご説明してください。

処分場の下から水位が上がるのはかなり問題があります。遮水シートが破れたときに漏水してしまいます。コンクリートで作っているので問題がないのですが、万が一、クラックが入った場合に遮水シートから影響があるので、既存の地下水位とこちらの設計上の地下水位の整合性というか、どういう形で 1 6－6 のところの地下水位を維持するのかというところを、1 6－6 と今の断面図を照らし合わせた形で作っていただければと思います。

以上の 2 点をお願いしたいと思います。

ほかに何かありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員

それでは、ヒアリングは終了します。

[申請者退室]

○委員

私のわかりにくい説明で申しわけなかったのですが、処分場自体を切り下げて、既存の地下水面のちょっと下に基盤が設置されているということです。元々、基本は処分場の遮水シートは 2 枚か、1 枚に難透水地盤を組み合わせるのですが、処分場をほぼ垂直に立ち上げるような急峻なところでやるケースがあるのです。北海道には余りないのですが、本州にはそういうところが結構あります。こういう急峻なところに吹きつけでやっているケースがあるのですが、それ以外でコンクリートと遮水シート 1 枚という組み合わせはあまり見ないので、それを質問させていただきました。ただ、過去にもこれで許可を出して、現状で問題ないということです。内部水の水位の確認だけをお願いしたいということでした。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員

それでは、この案件についての審議は終了します。

3 その他

○事務局

ありがとうございました。

検討会から申請者に文書で照会する事項は、本日の質疑内容を踏まえ、事務局で原案を作成し、後日、委員の皆様にご確認いただきます。

今後の審議予定ですが、野村興産の管理型処分場は、次回までに回答が取りまとまりましたらご審議いただきます。そのほか、未審議の案件はありませんので、次回の検討会は、別途、日程を調整します。

4 閉会